

富田林市文化財保存活用地域計画(素案)に対するパブリックコメントの実施結果について

担当課:文化財課

1.パブリックコメントの実施状況

- (1) 募集期間 令和6年4月5日～令和6年5月7日
- (2) 提出の状況 提出数 5件 (Eメール4件 応募フォーム1件)
コメント数 22件
- (3) コメントの反映 修正箇所2箇所(通し番号 9、11)

2.パブリックコメントの概要と市の考え方(一覧表)

通し番号	頁	該当箇所	コメント概要	コメントに対する市の考え
1	1	序章1 計画作成の沿革と目的	「…文化財等の所有者や地域住民、事業者等と協力しながら文化財等の保存と活用に努めてきました。しかし、近年の少子高齢化を背景に、文化財等の管理や行事の担い手不足など、文化財等の滅失や散逸、断絶のおそれ懸念されています。」を読むと、行政としての文化財に対する取り組みを長い年月にわたり怠ってきたことを、少子高齢化を盾に市民に責任を転嫁しているように感じます。これまでの文化財に対する行政の弱さを検証、反省をして、市民の意見も聞き、活動を支援していく、行政としての役割について知りたいと思いました。2017年に富田林文化財保護条例が制定され、やっと、市での文化財指定も始まり、これまでの文化財の現状が作成されることになり、未指定の文化財も含めて、これからの調査、保存・活用、継承に活かされるものと受け止めました。	少子高齢化につきましては、文化財行政のみならず、他の行政分野でも課題となっています。今後も住民の意見をお聞きしながら文化財行政を進めていきます。
2	1	序章 1.計画作成の背景と目的	これまでの富田林市の文化財保存のあり方について深く再検討することが最重要だと考える。現在の立ち位置を見定めることなく、未来を開くことはできない。 7年前に成立した「富田林市文化財保護条例」では、条例の目的として重要なことが定められている。第1条には「……市の区域	これまでの文化財行政を検証しながら、今後も地域にとって必要な文化財行政を条例に基づき進めていきます。

			内に存するもののうち重要なものについて、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もって市民の文化的資質の向上に資するとともに郷土文化の発展に貢献することを目的とする」とある。市民の文化的資質の向上、郷土文化の発展に貢献するための保護条例の制定だったという事を確認しておきたい。	
3	1	序章 1. 計画作成の背景と目的	「観光やまちづくり」の分野に関しては極めて慎重でなければならない。平成 31 年の文化財保護条例の改正は、「観光立国」のかけ声のもとで進められたこともあって、観光への文化財活用と文化財保存の関連が大きな問題となった。そして文化財保護法の改正にあたり参議院で 7 つの付帯決議がなされた。 富田林市の文化財保存・教育普及が大変おくれていたというこれまでの経過から考えると、最も注力すべきは現在の文化財保存体制の遅れを如何に改善すべきかという点である	住環境に配慮しつつ、貴重な歴史的文化的資源の保存と活用のバランスをとりながら事業を進めていきます。
4	2	序章 2. 計画の位置付け	「富田林市文化財保存活用地域計画」は「富田林市文化財保護条例」との整合性を図らなければならない。	富田林市文化財保護条例との整合性を図り文化財行政を進めてまいります。
5	3	序章、2、表序 ー1	計画名：富田林市富田林伝統的建造物群保存地区保存計画 「その他の物件」について、具体的説明が欠けている。独自の基準や条件をクリアすれば、保存地区内の普通の民家や物件が助成措置の対象となり得るのか。 最終行「地元組織との協調」とあるが、寺内町の関連団体は多すぎる。一体どの組織と強調するつもりなのか。協調する以前に、形骸化している組織のスリム化が先決ではないか。	富田林市富田林伝統的建造物群保存地区内には「伝統的建造物」に指定された物件とその他指定されていない物件があります。指定されていない物件についても街並みとの調和を図るために助成を行っています。また、寺内町の関連団体はそれぞれに目的を持って活動されており、街並みの保全のために協調するものです。
6	15	第1章、2、(6) 文化財関係施	市内の発掘現場から出土した遺物の整理と保管を行う機能だけでなく、縄文時代から	出土品の増大により施設が狭隘になっていますが、他の

		設 埋蔵文化セン ターについて	奈良時代の遺物やアケボノゾウの足跡化石 のレプリカを展示しています 上記の記載がありますが、実態とかけ離れ ているのではないのでしょうか？きちんと整理、 保管がされている状態になっているのであ ればいいのですが、市民にも公開できる埋 蔵文化財センターになっているのか危惧し ています。	施設の活用を含め、展示手 法を工夫してまいります。
7	18	第1章、3歴史 的背景	(3)古代の続き1行目 十分な調査が行わ れていないため不明な点が多い この一文だけでなく「調査不十分」「分か らない」などの文言が目立つのが気になる。 史実に基づかないと、想像だけで解釈し た仮説しか導き出せないのではないかと それが表れていると感じたのが以下の部 分。 (4)中世 5行目 市域でも大きな騒動であ ったことが想像される 同8行目 多大な影 響を受けたことは間違いない などと書き手 の主観でしか説明できていない。そう書くに 至った具体的な根拠(市内のどの場所でも のようなことが実際あったのか等の記録)が 記されていないので、読んでいて雑な印象 を受けた。 おなじく神社の説明も非常に雑な印象を受 けた。延喜式内社4座のうち、咸古佐備神社 の鎮座地は未だに不明であるのに、美具久 留御魂神社の説明にすぐ移行しているの で、美具久留御魂神社と同様に咸古佐備 神社も現存するかのような誤解を招くので はないか。ワニ池の記述については投げ出 すような終わり方になっており、史跡や遺構 に対するリスペクトが感じられない。たとえ崇 敬心を持ち合わせていなくても、龍泉寺のよ うに発掘調査に基づいた説明であれば説 得力があるが、全体的に大雑把な印象が 否めない。	古代から中世の歴史に関し ては、本市に係る文献史 料に乏しく、後の時代に作ら れた二次史料などに頼らざ るを得ないため、確証的な記 述が難しいことをご理解くだ さい。
8	19	第1章、3歴史	P19(5)近世	近世に関しては、旧家に古文

		<p>的背景</p>	<p>資料や史跡等が現存しているからか、近世からの説明は突如として具体的になっている。特に「オセタ」については PR ポイントなのか記載頻度が高い気がする。</p> <p>ただ、太子の葉室組のような歴史的背景や由緒など、具体的な説明が富田林組・嬉組には見当たらないのがとても残念である。</p> <p>単に供養塔の数が多いことをアピールするのではなくて、どうしてこの地域に集中して供養塔が多いのか、職業的な巡礼行者の要素が強かったのか、あらゆる側面から見た検証結果なども添えてほしかった。</p>	<p>書などの史料が残されており、ある程度具体的な記述が可能になっています。「オセタ」に関しては後段の関連文化財群にあげている三十三度行者関連資料であることから重要視していますが、葉室組と比べてまだ学術的な検討が進んでいない状況です。</p>
9	19 20	<p>第1章、3歴史的背景</p>	<p>P19 P20 河内天誅組の記載が4行だけ。もっと掘り下げてほしかった。</p>	<p>天誅組の挙兵後の結末については具体的な表現に改め「しかし、挙兵後すぐに幕府からの反撃をうけて多くの隊士が戦死し、投降し捕らえられた善之祐らも京都で獄死しました。」とします。</p>
10	23	<p>第2章、1指定等文化財の状況</p> <p>地図・資料編-14 アイデア4・資料編-19 表1項目に記載の河内水平社荊冠旗について</p>	<p>美術工芸品として分類されているが、素材・意匠・作者など具体的に何をもって美術工芸品の価値があるというのか。そもそも同和問題を文化財と捉えるのは些か無理があるのではないかと。単に1枚の古い旗を登録したところで殆どの市民は理解できないのではないかと。仮に被差別部落の問題(人権問題)について旗を通して後世に伝承したいのであれば、圓光寺の石碑にも触れて頂きたいし、せめて江戸時代まで遡り、地域の歴史的背景や草場株が確認できる記録や子孫のこと、寺内町との関わり方の変遷等、令和の時代に残すべき遺産として正確に掘り下げて併記すべきだと思う。今回の素案を読む限り、しれっと紛れ込ませたような印象が否めない。</p>	<p>河内水平社荊冠旗は、今に残る歴史的資料として、文化財的価値を認めるものです。</p>
11	27	<p>第2章、3、②無形の民族文化財について</p>	<p>「実声で唄いながら…でしたが……替え歌を唄うなど変化」 あえて「実声」と強調するなら「拡声器を用</p>	<p>文中、「地車を横に揺らす「ヨコシャクリ」、前後に揺らす「タテシャクリ」、後輪を浮かせ勢</p>

			<p>いて唄う」と続けないと実情に基づかなくなる。</p> <p>「ヤリマワシ」「ブンマワシ」は富田林地域特有の曲技的な動作ではないので、これを富田林市の文化財の類に含むべきではない。どうしても入れたいのなら具体的にどこの町会が取り入れているのかまで明記してほしい。取り入れていない(認めていない)町会としては他地域の真似事をしている所と同類にみられることは甚だ迷惑であろう。</p> <p>また「ヨコシャクリ」「タテシャクリ」に関しても、これに起因して過去に死傷者を出しているのだから、触れることは控えた方がよいのではないか。</p> <p>「最も特徴的なのは…」などと誇張せず、地車に関しては「俄」ひとつに絞って伝承文化として記載した方が地車関係者でない多数の市民からも納得してもらえと思う。</p> <p>素案作成にあたり、有識者が先に目を通してはいるはずなのに、記憶に新しい事故についての指摘があったのか無かったのか。結果、こうして公表されていることに対しては有識者の認識を疑う。</p>	<p>いよく回す「ブンマワシ」といった、」の部分を削除します。</p>
12	33	第3章 富田林市の歴史文化の特徴	<p>富田林市域に係わる歴史・文化・自然環境の独自性の存在も探究・認識することが重要と考えられる。地域の独自性は常に発展的に考えるべきであって、文化庁の「文化財保存活用地域計画」が推奨している「歴史文化」「関連文化財群」などの「区域設定」やテーマ・ストーリーを設定しての「群の構成」は地域計画案提出にあたっては重要かも知れないが、地域の歴史文化自然の認識や理解のためには3つにこだわりすぎるべきではないと考える。</p>	<p>計画では本市の文化財を歴史文化に基づく関連性、テーマ、ストーリーによって一定のまとまりとして捉え、協議会等での意見を踏まえて計画に示す3つの関連文化財群として整理しました。</p> <p>保存と活用にあたっては上記を踏まえながら、様々な視点から事業を進めていきます。</p>
13	34 ～ 45	第4章、第5章、第6章	<p>ここではこれまでの文化財保存をめぐって存在する課題や、今後の取組むべき事柄が、市民の目から見ても率直に語られていると思う。これらの課題、取組の方向につい</p>	<p>住民の意見を聞きながら保存・活用に取り組んでまいります。</p>

			て、時々市民の意見を聞きながら共に前向きに取り組んで欲しいと思う。	
14	42 48	第6章、1, (3) 活用に関する課題 第7章、2. 継承に関する措置【2-13】 「新堂廃寺跡附オガンジ池瓦窯跡について	国史跡指定の「新堂廃寺跡・オガンジ池瓦窯跡・お亀石古墳」について、整備委員会は中断しているとの記述がありました。2003年(平成15年)3月号に広報とんだばやしてこの国史跡について、(…市民の誇りになるような歴史学習の拠点として整備をしていかなければなりません。……今後は、地域の文化財とネットワークを図りながら、全国から訪れる人たちに歴史のロマンを体験していただけるような取り組みが必要であると考えております…)と、文化財保護課からのコメントが紹介されていました。今、富田林市民はこの国史跡の存在を知っている人は少ないと思われま。貴重な文化財ですので、これからは保存活用計画の策定とありますが、保存・活用の具体化、実施を早急に進め、文化財への関心を高める手立てとなるよう、期待します。	国史跡指定の「新堂廃寺跡・オガンジ池瓦窯跡・お亀石古墳」については、今後も整備委員会を開催し、整備を進めていくとともに、史跡の情報についての情報発信にも努めてまいります。
15	48	7章 【2-11】歴史や文化を学ぶための収蔵・展示施設整備の検討	現在新庁舎建設のため、庁舎の移転がなされ、数年後に新庁舎が完成する予定です。そして、すばるホールでは4階の「銀河の間」中心に仮移転しているスペースが返還され、リユースできる状態になります。市庁舎を仮移転しても、その稼働にあまり支障をきたしていない状態から考えれば、そのスペースを資料館・博物館に有効活用できると考えます。 すばるホールは30年以上富田林市の文化芸術の拠点の一つとしての役割を担ってきました。すばるホールは今後も富田林市の文化芸術の中心であり、発信基地であり続けなければなりません。そして、さらにその密度を高めるため、資料館・博物館を設置していただきたいと考えます。こうする事によりすばるホールの文化的価値がさらに高まりま	これまで、デジタルアーカイブの公開や公共施設等での展示を行っていますが、収蔵・展示施設の整備は本市の大きな課題ととらえています。既存施設等の状況や機能等の調査を行いながら整備方策を検討してまいります。

			す。	
16	48 57	第7章、2.継承に関する措置【2-11】歴史や文化を感じ学ぶための収蔵・展示施設整備の検討 第8章、2. (1) ⑥ 収蔵し展示する施設の整備を検討の検討	収蔵・展示施設の整備の検討は、急いで取り組むべき課題である。 資料館の必要については長年の市民の要望です。議会でも、必要性は認めながらも、いまだに実現していません。市民の意見をよく聴き、資料館の早期実現を願います。	これまで、デジタルアーカイブの公開や公共施設等での展示を行っていますが、収蔵・展示施設の整備は本市の大きな課題ととらえています。既存施設等の状況や機能等の調査を行いながら整備方策を検討してまいります。
17	48	第7章、2.継承に関する措置【2-11】歴史や文化を感じ学ぶための収蔵・展示施設整備の検討	【2-11】の「歴史や文化を感じ学ぶための収蔵・展示施設整備の検討」についても早急に具体化することが求められる。富田林市の文化財保護条例の制定が遅れに遅れた事は、その間に歴史資料や文化財の破壊・喪失が大きく進行したと言えるのではないかと。現在の文化財保存のポイントはそのスピードにあると考える。	これまで、デジタルアーカイブの公開や公共施設等での展示を行っていますが、収蔵・展示施設の整備は本市の大きな課題ととらえています。既存施設等の状況や機能等の調査を行いながら整備方策を検討してまいります。
18	51	第7章、4.発信に関する措置【4-3】市内の歴史や歴史的文化資源を優しく解説する冊子等の作成	「市内の歴史や歴史的文化資源を優しく解説する冊子等の作成」も早急を実現すべきであり、さらに中学校用の地域歴史文化学習の冊子も作るべきだと考える。 「素案」P,16～P,32の記述を見ると、富田林市の歴史文化について、一定のまとまった記述がなされている。また P,55～P,69の記述でも富田林市の歴史・文化に関する情報がたくさん載せられている。このような貴重な情報がまとめられているのだから、これらを適切な写真・グラフ・図表と共に冊子にして対象年齢に適切な形で提供する事は困難な課題では無いと思う。以前1999年3月に富田林市教育委員会文化財保護課が発行した『じないまち探究誌』はとても見やすく勝れた冊子だったと思う。このような地域歴史文化の教育冊子を早急に作成す	本市の歴史的文化資源に関する情報を発信するため、リーフレットを作成します。

			るべきである。	
19	52	第7章、5 仕組みに関する措置 【5-1】保存・活用に関する相談体制の構築について	「保存・活用に関する相談体制の構築」も急ぐべきである。さらに専門の人材の確保育成も外せない。文化財保護の専門的人材確保育成も合わせて行う必要がある。	保存・活用に関する相談体制の構築するために、関係機関とも連携してまいります。
20		その他全般	以前から残念なのは、「歴史と文化の富田林市」とうたいながら、歴史豊かな標識の少なさもさることながら、歴史館・博物館の無い情けない市は歴史・文化を語る資格はないのではないのでしょうか？ 新たな博物館などは財政的には今となっては苦しいかと思います。そこで、スバルホールの活用がベストで若しくは新築市役所内？駐車場の上の空間など隣接地に作るかできませんか？せめて後世に残る、富田林市民としての伝統と誇りの持てる博物館。歴史館の設置を望みます。	これまで、デジタルアーカイブの公開や公共施設等での展示を行っていますが、収蔵・展示施設の整備は本市の大きな課題ととらえています。 既存施設等の状況や機能等の調査を行いながら整備方針を検討してまいります。
21		その他全般	すばるホールは30年以上富田林市の文化芸術の拠点のひとつとしての役割を担ってきました。そして運営に当たられている富田林市文化振興事業団は多くの富田林の価値ある文化を育成してきたと思います。 今後もすばるホールは富田林市の文化の中心としてまた情報の発信基地として、資料館・博物館を加え、さらにパワーアップした「すばるホール」を実現していったほしいと思います。 生涯教育の中で富田林市は公民館活動とすばるホール&博物館が今後の二本立てになるよう努力することが重要だと思います。 また、高齢者だけでなく、勤労者層、学生、児童に至るまで利用しやすい仕組み作りしていく必要があろうかと思います。 財政が逼迫しても文化事業を縮小してはなりません。これは歴史が物語っています。文	これまで、デジタルアーカイブの公開や公共施設等での展示を行っていますが、収蔵・展示施設の整備は本市の大きな課題ととらえています。 既存施設等の状況や機能等の調査を行いながら整備方針を検討してまいります。 また、歴史的文化資源の生涯学習分野での活用を、担当課と連携して推進してまいります。

		<p>化事業を抑制すると、市民の文化に対する気持ち、ひいては故郷に対する意識が脆弱になります。そして、住んでいて楽しいという根拠が失われていきます。</p> <p>現時点での時の判断がとても需要です。「小さな都市の大きな決断」の時です。今しかできないことの判断を。</p>	
22	その他全般	<p>歴史的文化資源について、文化財として登録されているものとそうでないものが混在して紹介されているので、読み進めているうちに混乱した。明確に線引きすべきではないか。</p> <p>資料館等の整備を検討しているだけで終わっているが、すばるホール4階部分から市役所が撤退した後の利用方法が見えてこないで、ここを資料館として活用してはどうか。</p> <p>蛇足であるが、小金平古墳のようにコンクリートで固めるような大胆な保存方法は今後改めて頂きたい。富田林市の文化財への見識が問われる蛮行に思います。</p>	<p>歴史的文化資源の定義については計画素案に示したとおり、指定文化財に限らず、未指定の文化財も含めております。これらを包括し、今後の保存・活用をすすめてまいります。</p> <p>収蔵・展示施設の整備については既存施設等の状況や機能等の調査を行いながら、整備方策を検討してまいります。</p>

<問い合わせ> 文化財課 道家・青木（内線9432）